

令和5年9月双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和5年9月19日(火)13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地
の利用関係の調整に関する手続き規程を廃止する訓令について

日程第4 議案第3号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知について(追加)

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員 議席2 木幡 治委員 議席3 鵜沼久江委員

議席4 林 和男委員 議席5 欠 席 議席6 高木幸恵委員

議席7 大橋利一委員(途中出席) 議席8 澤上 榮委員

農地利用最適化推進委員

高玉正祐委員 井戸川弘幸委員 渡辺浩美委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野弘紀

専門員(併任) 大西信治

7. 開会

【中野事務局長】

定刻になりましたので、只今より双葉町農業委員会令和5年9月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

みなさん、こんにちは。本日は、9月定例総会にご出席いただきありがとうございます。

毎日、暑い日が続いて、皆さん大変ですが、もう少しだと思いますので、どうかお身体に気を付けてお過ごし下さい。本日はよろしく願いいたします。

9 議事

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、大橋委員から遅れる旨の連絡が入っていますのでご報告いたします。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は5名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年9月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【中野事務局長】

(資料により会務報告)

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

議事録署名人には、6番・高木委員、2番・木幡委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和5年9月19日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は、双葉町大字新山字牛踏××番地・A氏、譲受人は、双葉町大字下羽鳥字南迫××番地・B氏、許可を受けようとする農地は、大字下羽鳥字益田××番の畑×××m²で、贈与による所有権移転になります。

B氏はA氏の甥にあたり、今回の申請農地については、A氏が相続し、所有していたものですが、耕作ができないことから、B氏に贈与するものです。

なお、本年9月1日から農地法施行規則が改正され、申請書に譲受人の国籍等を記載する

欄が設けられました。これは、近年、営農を目的としない外国資本による農地取得が懸念されていることなどから、外国人による農地取得の実態把握を行うもので、これにより、例えば在留資格がない外国人からの申請については許可できない場合もあるなど、許可基準に照らして適正な審査を行っていく必要があります。

次に、譲受人のB氏の現在の農地の保有状況ですが、B氏は平成×年×月に父親から生前一括贈与で農地の贈与を受けており、田×××㎡、畑×××㎡の計×××㎡の農地を保有しています。続いて今回譲り受ける農地も含めた営農計画ですが、今回譲り受ける農地は登記簿上は畑となっておりますが、震災前は田として水稻を作付けしていたことから、営農再開後も水稻作付を行うとしています。また、農機具については、トラクター、田植機、コンバイン、トラックについて自己資金で購入予定としています。農作業に従事する者は譲受人本人のみとしています。

次に、周辺地域との関係について、申請農地は譲渡人のA氏が保有しているものを、甥であるB氏に贈与するもので、これまでと同様に農地として使用することから、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはなく、また、参考記載になりますが、地域の水利調整及び農地の利用調整に協力し、農薬の使用についても地域の防除基準に従いますとしています。また、地域との役割分担の状況については、農業の維持発展に関する話し合い活動に積極的に参加し、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決めを遵守し、鳥獣害被害対策に協力しますとしています。

以下、申請農地の全部事項証明書、公図、位置図を添付しています。説明は以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である木幡委員から報告願います。

【木幡委員】

報告いたします。譲渡人のAさんについては、×月×日×時×分頃に電話をし、今回の申請について確認したところ、間違いありませんということでした。また、譲受人のBさんについては、同日の×時×分頃に電話をし、今回の申請について確認したところ、間違いありませんということでした。また、営農が可能になった場合、耕作する予定ですということでしたので、ご報告します。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

【澤上会長】

次に、日程第3・議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程を廃止する訓令について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程を廃止する訓令について」、農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程を廃止する訓令の制定について審議に付す。令和5年9月19日、双葉町農業委員会 会長 澤上 榮

訓令の内容は、現在農業委員会で定めている農用地の利用関係の調整に関する手続き規程を廃止するとともに、附則で経過措置を設けるというものです。

地域計画の策定等を定めた農業経営基盤強化促進法の改正法は令和5年4月に施行されましたが、改正前の法第15条に、「農業委員会は、認定農業者から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定についてあつせんを受けたい旨の申出があった場合は、認定農業者に利用権の設定が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており、これを受けて、農業委員会では、農用地の利用関係の調整に関する手続き規程を制定して、「認定農業者から利用権設定を受けたい旨の申出があった場合の調整方法、調整基準」、「所有者又は使用者の農用地の利用の程度が著しく劣っている農用地への利用権設定の勧奨」、「利用権設定のための農用地利用集積計画の作成」の手続きを定めています。

今回、法律が改正され、農用地の利用権の設定は、市町村が定める「地域計画」に基づいて行うこととされましたが、経過措置として、改正法施行から2年間、地域計画が策定された

区域は地域計画の公告の前日までの間は、農用地利用集積計画を定め、公告することにより、従前のおり利用権の設定ができることとなりました。

このことから、当町についても、農用地の利用関係の調整に関する手続き規程を廃止する訓令を制定して、現行の規程を廃止するとともに、同様の経過措置を設けて、改正法施行から2年間は、認定農業者から利用権設定の申出があった場合は、この規程に基づいて調整できる旨を定めることとしました。

なお、訓令の公布の日は、本日可決いただければ、本日付けを予定しています。

説明は以上になります。ご審議よろしく願いいたします。

【澤上会長】

暫時休議します。

(休議)

【澤上会長】

再開します。

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程を廃止する訓令について」は本案のおり制定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第2号は本案のおり制定することに決定いたしました。

【澤上会長】

事前に通知した議案は以上ですが、事務局から議案を追加したい旨の申出がありました。日程に追加して審議することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

事務局は議案を配布してください。

(事務局から追加議案を配布)

【澤上会長】

追加議案第3号「時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第3号「時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知について」、福島地方法務局から時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知があったことから、登記事案調査書の福島県知事への提出について審議に付す。令和5年9月19日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本通知は、双葉町大字中田字川原田××番の農地、地目・畑の×××㎡について、C氏が当該農地を時効取得し、所有権移転登記を行ったというものです。

農地の取得は本来、農地法第3条の許可が必要になりますが、20年間所有の意思をもって平穏かつ公然と他人の物を占有すれば、その所有権を取得できると民法第162条第1項に定められており、この法的効力は農地にも適用されます。

農地について時効取得による所有権移転の登記を行ったときは、法務局は農業委員会に通知し、農業委員会は当該通知に係る事案が時効取得完成の要件を備えているかについて実情を調査し、登記事案調査書を県知事あて提出することとなっております。

本件につきましては、事務局におきまして、×月×日、今回時効取得の登記をしたC氏と、この土地の前の所有者であるD氏に電話で経緯等を確認いたしました。

時効取得した農地はC氏の自宅の隣接地になります。今回、時効取得した経緯について、この土地は、D氏名義の農地でしたが、平成元年からC氏が自己所有の意思を持って占有を続けて20年以上経過したことから、取得時効が完成し、時効取得したものです。占有の事実については、地元、行政区長の××××さんにお伺いしましたが、この土地はC氏が畑として管理していたことで、間違いないだろうとのことでした。

以上のことから、当該案件については、20年間所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していることが認められることから、登記事案調査書に記載いたしましたとおり、取得時効の完成事案であるとして、県知事に報告したいと考えます。説明は以上です。

【澤上会長】

暫時休議します。

(休議)

【澤上会長】

再開します。

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号「時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知について」、登記事案調査書に記載のとおり福島県知事に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第3号については、登記事案調査書を福島県知事に提出させていただきます。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

(14時18分終了)

引き続き、下記協議事項について協議

- (1) 令和5年10月定例総会の日程について

引き続き、下記報告事項について報告

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
(2) 農地整備事業に係る埋蔵文化財の試掘・確認調査について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会.....長.....澤上 榮.....㊟

議事録署名人.....高木 幸恵.....㊟

議事録署名人.....木幡 治.....㊟